

有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方と
その具体的な方策について（答申）

令和5年7月19日付け教第729号で諮問のありました標記について、当審議会で慎重に審議を重ね、次のとおり「有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について」を取りまとめましたので答申いたします。

令和5年9月23日

大野市教育委員会 殿

大野市通学区域審議会
会長 中森 一郎

有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について

1 はじめに

現在、有終西小学校を卒業する児童は、市内を東西に走る六間大通りを境に、開成中学校と陽明中学校に分かれて進学している。(資料1)

この現状について、有終西小学校PTAが昨年9月に全会員を対象にアンケート調査を行った。そのアンケート結果について、116世帯中110世帯が教育委員会に届けることに賛成したため、本年2月に、その結果が教育委員会に提出され、卒業生のより良い教育の実現のため検討するように求められた。(資料2)

これを受けて、教育委員会では有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域のあり方について検討することになり、大野市通学区域審議会条例に基づき、教育委員会より諮問を受けた大野市通学区域審議会が審議することになった。(資料3、4、5)

第1回審議会においては、有終西小学校PTA会長と有終西小学校長が意見を開陳する機会も設けた。

また、通学区域審議会開催に先立ち、有終西小学校保護者による意見交換会を、教育委員会事務局が主催して開催した。(資料6)

当審議会は3回開催し、総合的かつ持続可能な大野市の教育環境を整える視点で、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方と、その実現のための具体的な方策について議論を行ってきた。(資料7)

2 答申にあたって

今回、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について審議するにあたり、有終西小学校PTAが昨年9月に全会員を対象に実施したアンケート調査結果を精査し、多くの貴重なご意見を参考にさせていただいた。

これからの学校教育のあり方を考えるとき、子どもたちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。

それらを踏まえると、有終西小学校PTAのアンケート調査結果をもとに有終西小学校卒業生の通学区域について審議することは、現在大野市が進めている18年をつなぐ教育において、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの教育環境を整えていくことの大切さをあらためて認識させるものであった。

大野市が推進する乳児から高校卒業までの18年をつなぐ教育においては、義務教育9年間の連続性を確保することが重要である。中央教育審議会は、『令和の日本型教育』の構築を目指して(令和3年1月26日)において、これからの義務教育のあり方について、「新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師

の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある」と述べている。

また、平成21年3月16日付けの文部科学省、小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第11回）配付資料では、小・中学校の適正配置の検討に当たり積極的に進めるべきことや留意すべきこととして、「適正規模については、小・中学校それぞれの規模を確保するための横の統合だけではなく、義務教育の9年間全体で一定の規模を確保する縦の統合という考え方もあり得ること」や、「統合や通学区域を再編する際、小学校と中学校の連携という点からは、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう、通学区域の設定を行うことも望ましい」という意見が記されている。

審議会では、有終西小学校PTAの思いに加え、こうした国での議論も踏まえて審議を重ね、令和6年度より有終西小学校の卒業生が同じ中学校に通学することにより、義務教育9年間の連続性を確保するとともに、今後、開成中学校と陽明中学校の学校規模がほぼ同程度となることで、両校の子どもたちにとってより良い教育環境を整えることができるという結論に至った。（資料8）

もちろん、これまでの通学区域においても両中学校は一人ひとりの子どもに丁寧な寄り添い、充実した教育を行っていることについては言うまでもない。有終西小学校PTAのアンケート結果からもそのことは明らかであり、従来通りの通学区域の維持を求める声も少なからずあったのは確かであるが、先に述べたように、大野市が18年をつなぐ教育を進めていくにあたっては、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう通学区域の設定を行うことが望ましいと考える。

審議の過程において、通学区域がきょうだいで分かれる場合や、通学距離が遠くなる場合等への配慮について意見があった。

通学区域の変更は、中学校の新体制がスタートする令和6年度からの適用が望ましい。一方、当該家庭への配慮として、一定期間「大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱」の弾力的な運用が求められる。（資料9、10、11）

3 答申

有終西小学校の卒業生は、開成中学校に進学することが妥当である。

通学区域の変更は令和6年4月1日からとし、令和5年度に陽明中学校に在籍している生徒は、卒業まで引き続き陽明中学校に通学するものとする。

（付帯事項）

- （1）現にきょうだいが陽明中学校に在籍している家庭において、陽明中学校に入学することを希望した場合は、十分に配慮すること。
- （2）その他、通学区域変更前後の様々な個別事案について、丁寧に対応すること。

▼小学校通学区域（行政区等）

○有終西小学校

泉町1区、泉町2区、泉町3区、清瀧、城町1区、城町2区、城町3区、水落町1区、水落町2区、要町、本町1上区、本町1下区、本町2上区、本町2下区、本町3上区、本町3下区、本町4区、本町5区、元町1区、元町2区、元町3区、元町4区、元町5区、元町6区、明倫町1区、明倫町2区、明倫町3区、明倫町4区、明倫町5区、錦町1区、錦町2区、錦町3区、大和町1区、大和町2区、大和町3区、日吉町1区、日吉町2区、日吉町3区、鍬掛

▼中学校通学区域（行政区等）

【変更前】

○開成中学校

泉町1区、泉町2区、泉町3区、清瀧、城町1区（赤根川より西側）、明倫町1区、明倫町2区（六間通りより南側）、明倫町3区（六間通りより南側）、明倫町4区（六間通りより南側）、明倫町5区、日吉町1区、日吉町2区、日吉町3区、日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、弥生町1区、弥生町2区、幸町区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、春日三丁目中区、春日三丁目下区、若杉町、国時町、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、西里、下舌、上舌、阿難祖地頭方、阿難祖領家、上黒谷、下黒谷、上荒井、深井、飯降、鍬掛、新庄、右近次郎、下舌下1区、千歳、南春日野、東中、偕生慈童苑

○陽明中学校

城町1区（開成中学校の通学区域を除く。）、城町2区、城町3区、水落町1区、水落町2区、要町、本町1上区、本町1下区、本町2上区、本町2下区、本町3上区、本町3下区、本町4区、本町5区、元町1区、元町2区、元町3区、元町4区、元町5区、元町6区、明倫町2区（開成中学校の通学区域を除く。）、明倫町3区（開成中学校の通学区域を除く。）、明倫町4区（開成中学校の通学区域を除く。）、錦町1区、錦町2区、錦町3区、大和町1区、大和町2区、大和町3区、有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、上中野、下中野、西市、庄林、太田、大矢戸、小矢戸、西大月、東大月、中津川、南新在家、横枕、堂本、友江、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池、新町、中荒井町一丁目、中荒井町二丁目、矢、若里、城北町、北大野、東中野、陽明町一丁目1区、陽明町一丁目2区、陽明町二丁目、陽明町三丁目、陽明町四丁目、大門、尾永見、坂戸、花山、下丁、中丁、上丁、犬山

【変更後】

○開成中学校

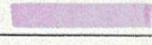
泉町1区、泉町2区、泉町3区、清瀧、城町1区、城町2区、城町3区、水落町1区、水落町2区、要町、本町1上区、本町1下区、本町2上区、本町2下区、本町3上区、本町3下区、本町4区、本町5区、元町1区、元町2区、元町3区、元町4区、元町5区、元町6区、明倫町1区、明倫町2区、明倫町3区、明倫町4区、明倫町5区、錦町1区、錦町2区、錦町3区、大和町1区、大和町2区、大和町3区、日吉町1区、日吉町2区、日吉町3区、日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、弥生町1区、弥生町2区、幸町区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、春日三丁目中区、春日三丁目下区、若杉町、国時町、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、西里、新庄、下舌、上舌、阿難祖地頭方、阿難祖領家、上黒谷、下黒谷、上荒井、深井、飯降、鋤掛、右近次郎、下舌下1区、千歳、南春日野、東中、偕生慈童苑

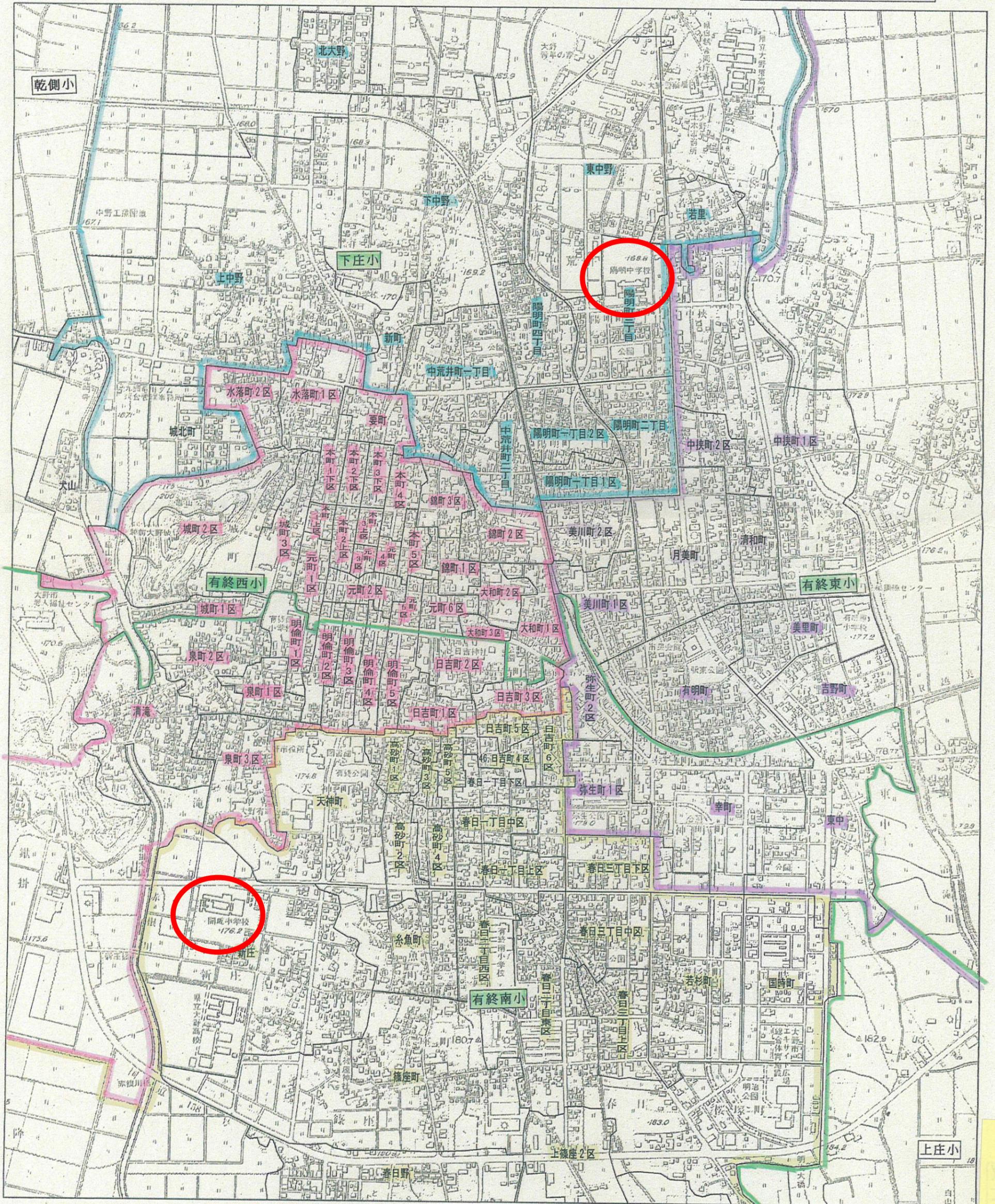
○陽明中学校

有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、上中野、下中野、西市、庄林、太田、大矢戸、小矢戸、西大月、東大月、中津川、南新在家、横枕、堂本、友江、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池、新町、中荒井町一丁目、中荒井町二丁目、矢、若里、城北町、北大野、東中野、陽明町一丁目1区、陽明町一丁目2区、陽明町二丁目、陽明町三丁目、陽明町四丁目、大門、尾永見、坂戸、花山、下丁、中丁、上丁、犬山

中学校再編（令和6年4月1日）による通学区域の変更は反映されていません。

大野市小学校区図 (市街地)

有終西小学校	
有終南小学校	
有終東小学校	
下庄小学校	
中学校区境	



令和5年2月16日

大野市教育委員会
久保 俊岳 教育長 様

大野市有終西小学校
PTA 会長 笹嶋 慎吾
校 長 古川 勝

中学校区見直しアンケート回答について（報告とお願い）

立春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校のPTA活動ならびに教育活動に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて今年度、本校PTAでは中学校進学の際に校区が二分されている現状に鑑み、中学校区の見直しについて考えてきました。PTA役員において「本校児童は全員が開成中学校に進学することができないだろうか。」という件について議論を深め、その後、全会員を対象にアンケートを実施して意見を求めました。その結果、回収した意見のすべてを校区見直しのための検討材料として、大野市へ提出することになりました。

つきましては、中学校区に関する本校PTA会員の生の声をご報告するとともに、大野市において中学校区見直しに取りかかっていたくよう、また、見直しの際には回収された意見が十分に反映されるようお願い申し上げます。

公務でお忙しい中誠に恐縮ですが、本校を卒業する児童のより良い教育の実現のために、どうかよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 資料1 中学校区見直しアンケートについて（お願い）
- 資料2 中学校区見直しアンケート回答（まとめ）

【取り組みの経緯】

裏面参照



【取り組みの経緯】

7/20 P T A本部役員会

- 中学校区見直しをどのように進めるかを議論

<提案>

本校の卒業生は開成中学校と陽明中学校に進学するが、校区の見直しをして全員が開成中学校に進学することはできないだろうか。

<理由>

- ・ 有終西小から開成中へ進学すると、9年間の学びのつながりができる。
 - ※ 大野市は18年をつなぐ教育の実現を目指している。幼小、小中、中高連携が大事。
 - ※ 現在、有終西小と有終東小だけが、2つの中学校に進学している。
- ・ 有終西小の卒業生は、悲しい思いをした人も多い。現6年生にも「別れたくない」と思っている（5/25 アンケート実施）西の子が多い。
 - ※ 大野市は学校再編において、子どもの思いを具現化したいと考えている。

8/30 中学校区見直しアンケートの実施

- ※ 全会員対象（無記名 記述式）

12/9 P T A本部役員会

- アンケート回答の扱いについて議論

➡ ひとつにまとめることをせず、すべての回答を会員に公表すると決定

12/23 中学校区見直しアンケート回答（まとめ）をすべての会員に配付

1/20 アンケート回答（まとめ）を大野市へ提出することについて

➡ 書面にて会員の賛否を伺う

2/8 賛否の結果を会員に報告（全116世帯）

- ※ 賛成する 110票 賛成しない 5票 無回答 1票

★ 本部役員会で出た意見より

H21 文部科学省 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第11回）資料に次のように書いてある。

<小学校と中学校の連携等> ➡ 統合や通学区域を再編する際、小学校と中学校の連携という点からは、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう、通学区域の設定を行うことも望ましい。

【資料 1】

令和 4 年 9 月 5 日

P T A 会員の皆様

大野市有終西小学校
P T A 会長 笹嶋 慎吾

中学校区見直しアンケートについて（お願い）

初秋の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より P T A 活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在大野市では、令和 6 年度の中学校再編に向けて、大野市の学校教育が子どもたちにとってより良いものとなるように話し合いが進められています。

それに伴い、小中学校 9 年間の学びの継続という観点から、有終西小学校の児童は全員が同じ中学校へ進学できるとよいのではないかという点について、本部役員会を開き話し合いをしたところ、さまざまな意見が出ました。そこで、会員の皆様のご意見もお聞かせ願いたいということになりました。

つきましては、下の【中学校区見直しについて】と【理由】をお読みくださり、右のアンケート用紙にご意見・ご質問等を記入の上、お子様を通して学校へ 9 月 1 2 日（月）までに提出してください。お忙しいとは存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆ いただいたご意見・ご質問等は、後日会員の皆様へお知らせします。

【中学校区見直しについて】

現在、有終西小学校の児童は開成中学校と陽明中学校に進学しているが、中学校区の見直しをして全員が開成中学校へ進学できるとよいのではないか。

【理由】

○有終西小から開成中へ進学すると、9 年間の学びのつながりができる。

※大野市は 1 8 年をつなぐ教育の実現を目指している。（幼小、小中、中高連携）

※有終西小は開成中学校区研究会に属している。

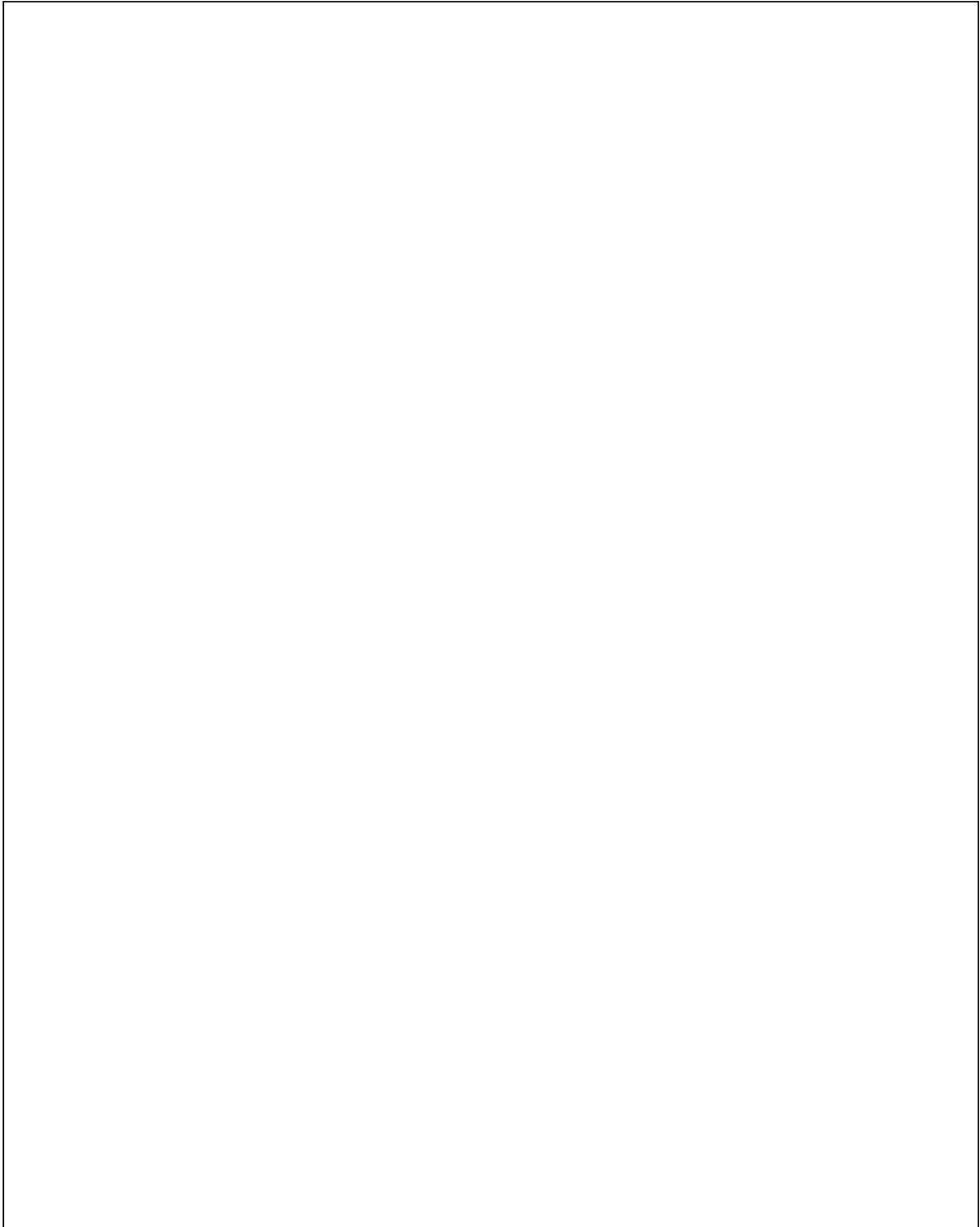
※大野市は学校再編において、子どもの思いを具現化したいと考えている。

○約 5 0 年前 有終中が再編によりなくなった際、中学校区が六間通りで分断されたことにより、有終西小は開成中と陽明中へ進学することになった。それまで有終西小は、全員が有終中学校へ進学していた。

○有終西小の卒業生は、卒業時に悲しい思いをした人も多い。現 6 年生にも「別れたくない」と思っている西の子がいる。

中学校区見直しについて アンケート用紙

☆ 中学校区見直しについてご意見、ご質問等があればお書きください。



★アンケート用紙は切り取って、本文書が入っていた封筒に入れて学校へ提出してください。 ※ 9月12日(月)しめ切り

ご協力ありがとうございました

【資料2】

中学校区見直しアンケート回答（まとめ）

- 昔は児童数も多かったので、分かれてもさほど支障はなかったけれど、今は児童数が激減して、同じ中学校に進学する人数も10人前後。みんなが同じ中学校に進めたら心強いと思う。
- 私は西校出身でも大野市出身でもないのに、中学校が分かると初めて聞いた時は驚いた。特に子どもが開成校区の子たちと仲が良かったため、卒業の時にはさみしい思いをさせた。しかし、娘は少人数で陽明中へ行ったが、それなりに友だちを作り、交友関係も広がった。また、元西校の友だちとも今でも連絡を取り合い、遊んだりSNSでつながったり情報交換をしている。下庄や東小卒の友だちから、開成とつながっていることをうらやましく言う子もいるようだ。これは、あくまでもうちの意見だが、今回の案について反対するわけではない。6年生の時にさみしい思いをせずに済むので、良い案だとも思うが、子どもたちの視野、行動範囲が広がり、SNSでもつながってられる現代では、現状のままでも良いかと思う。
- 中学から新しいお友だちができ、友だちの和が広がっていくことはいいことも多いのではないかと思う。一部の地区については、選択できるようにするといいいのではないかなと思う。
- 上の子が中学校へ進学した際に、よくみんなと同じ学校へ行きたかったと悲しんでいた。それだけでなく、西校から進学した人数が他校から進学した人数より少ないため、なじめない気持ちや、他校の生徒の一体感より疎外感を感じ、中学校に入ってかなり精神的に苦戦している。もちろんうまくやっている子もいると思う。ただ、西校の児童が同じ中学校へ進学する案があるのなら大賛成。余計な精神的な悩みを与えなくてすむと思う。
- “西校の生徒全員が同じ中学校に行けたら嬉しい”と、このアンケートを読んで飛び跳ねて喜んでいて。6年間、共に成長してきた仲間と一緒に中学進学ができたなら何よりも心強いと思う。親としてもそうやってくれたらとても安心である。
- 現状のままが良いと思う。
- 同じ中学校の方が、子どもたちにとって心強いと思う。
- いったん離れてしまった保育園の友だちと、中学でまた一緒になることを楽しみにしている。小学校の友だちと離れるのもさみしいことだが、他の楽しみを見つけたり、いろんな子と知り合ったりといいいこともあると思うので、今のままでいいと思う。
- 仲の良い友だちと離れなければいけない事もあるが、子どもの気持ちを考えると、みんなが同じ学校に行ける方が良く思う。
- 理想としては義務教育の9年間は、全員が同じ学校に進学できた方がいいと思う。中学校に進学した時に、友だちがいれば不安になることはない。私の子どもは友だちと離れてしまい、入学時はすごく不安がっていた。
- 他校の子は9年間学びを共にしているのに、西の子だけ悲しい思いをしている。このような新たな話し合いがされていることを嬉しく思い、子どもたちを思って行動することであれば協力していきたい。
- 西校から開成中なら賛成である。
- 同じ大野市内であれば、どこへ進学しても学びの内容にそれほど違いはないように思う。それよりも遠方から開成中へ通学する際の時間や体力の浪費の方が弊害があるのではないか。小学校でクラス替えがない分、中学では新しい環境や友人がよい刺激になるのではないか。よって、6年生全員が同じ中学に進学する必要はないと考える。「9年間の学びのつながり」という点を重視するのであれば、市内に小中一貫校、または中高一貫校を作ってほしい。
- 親の時代から六間通りを境に友達と離れてしまった。西小学校が全員開成へ行けると決まるとありがたいと思う。子どもも少ない時代なので、慣れ親しんだ顔ぶれで安心して進学してほしい。
- いろんなお友だちとの出会いがあるのはいい事だと思う。しかし、新しい事もたくさん始まる中、1番手の良いお友だちと離れてしまうのは少し寂しい。思春期なので心許す友だちと別れるとなると、心の負担になるのでは？と思う。

- 有終西小から陽明中に入学するお子さんもいるが、校区研究会に属している学校が開成中なので、「開成スタイル」しか配付していただけないのだと今知った。陽明中に行く子もいるならば、そこは平等に子どもたちに伝えてもいいのではないかなと思う。それが不可能ならば、全員が開成中に行ってもいいのではないかなと思う。でないと、「陽明スタイル」を事前に学べないのは、残念というか不平等かなと思う。幼→小もみんなそれぞれの園より新しい環境へ飛び込むので、小→中も同じ考えでいいと思う。連携をしっかり取っていただければ、特に問題はないのかなと思う。(現場の先生方の負担が大きいならば、再検討する必要がある。) 大学へ進学する際は、友だちも1から作ることになるので、中学校で分かれてしまうのは致し方ない気もする。それよりも、新しい環境に順応する力をつけることが大切だと思う。「学びのつながり」と「人間関係のつながり」は別問題だと思う。
- 小→中という大変繊細な時期に、ただでさえ1クラスしかない少人数のクラスメートが分断されてしまうのは大変心細く、うまく中学校生活になじんでいけない子もいると思う。
- 見直しの必要はないと考える。「9年間の学びのつながり」は、先生方の教育方針や意識の問題で、生徒が同じ顔ぶれのまま年を重ねる事とは違うのではないかな? (実現すれば) 兄弟で陽明と開成に分かれて登校することになる。PTAや学校行事、転校の事など、柔軟に対応してほしいが可能なのかな? 選択制にできないのかな? 別れる事は淋しいが、その子どもたちの成長に繋がると考える。
- 西小の子は開成中に行くのは望ましいと思う。
- 違う小学校の子と同じ中学になるのは、新しい出会いもあり良いことだと思う。ただ、西校は半分半分に分かれ、しかも、3~4クラスに分かれると、西校の友だちと同じクラスになるのは、数名で上の子は心細そうだった。中学進学に親子で不安な面が出てくると思う。
- 有終東から開成にくる子もいると思うが、おそらくごく少数で、その子たちのためにも良いことだと思う。
- 西校の児童全員が同じ中学へ行ける事は大賛成。
- とても良いお話だと思う。西校の児童はかわいそうだと思っていた。やっぱりどうしても「あの子は開成の仲間だから仲良くしてた方がいいよ。」とか、「〇〇ちゃん陽明だって、さみしい。」など言っている。ぜひ、この件については早急に進めていただきたい。
- 新しい出会いもあるので、今のままでも良いという思いもあるし、悲しい思いをする子がいるのも確かだと思う。私自身西校出身だが、陽明中に行った子の中で同じクラスになった子は1人もいなかった。大変だったけど良い経験でもある。どちらにも良い面と悪い面があると思うが、子どもたちが皆同じ中学にと望むなら、それが一番良いのかなと思う。
- 9年間の学び? 意味がわからない。18年間の学び? こちらも意味がわからない。子ども同士が仲良くならなんて理由にならない。「中学もあの子と一緒にイヤやな。」って言う子もいる。別々の中学に行っても仲良い子もいる。今まで通りでいいと思う。有終西は別々に分かれてまた新たな出会いがあるのが魅力だと思っていた。小さい頃から仲よしこよしで、代わり映えしない視野の狭い人間にならなければいい。視野が狭くなると社会に出ても上手くいかなくなりそう。子どもたちの成長をつぶすな。
- 意見には賛成だが、通学のメリットデメリットがそれぞれの地区によって違うと思うので、簡単に決められるものではないのかなと思う。実際はかなり先のことだが、成人式でも陽明と開成で別れて同窓会をしているので、西校出身の子たちは、小学校の仲間とはそこまで親睦をはかれない。同じ中学になるとそういった場面でも本人たちにとっては良いのかなと思う。(今はコロナの影響で式も午前と午後で別れているので、余計に会えない。)
- 全員開成中学校へ行く案も、友だちと離れることがないので、それはそれでいいと思う。今まで通り六間を境に陽明、開成それぞれで、他の学校から来た新しいお友だちを作っていくのもいいと思う。子どもが楽しく元気に学べる場であれば、そして、先生の目が届いているような環境であればいいと思う。
- 家が陽明中の方が近い人を、無理に開成中に行かせるのはかわいそうだから今のままで良いと思う。行く先々でいろんな人と出会えることも良いと思う。再編に向けて、昔からの何もかもを全て一変させなくても良いと思う。親の通った学校に通う良さや、これからを想像できる良さなども変えない事の良さだと思う。大人の意見や都合より、これからの子どもたちの意見や思いを聞いてあげてほしい。(上部2つは子どもの意見)

- 個人的には見直し案も賛成できるが、通学路の距離には個人差もあるため、校区変更には慎重な気持ちが強い。
- 西校の卒業生が一つの中学校に進学するというアイデアには賛成。それが望ましいとかねてより考えていた。ところで、もし再編の年である令和6年から、西校校区の全児童が開成中学に入学することになるなら、現陽明中学校区の家庭では、きょうだいでも異なった中学校に通う、近所、隣同士でも学区が異なれば違う中学校に通う、というような状況が生まれることになる。個人的には、この点が少し気になっている。
- これまでと同様で良いと思う。学びのつながり、つなく教育、校区問題は中学校だけではないと思う。幼稚園、保育園等から校区を意識して入学することは望ましいということにもなるかと思う。学びのつながり、つなく教育は、どの学校に進学しても行える環境が大切なのではないだろうか。友だちや人との別れは悲しいが、人生の中で経験する場面は他でもあることである。その経験を力に育ってほしいと思っている。
- 有終西小学校の児童は、全員開成中学校で良いと思う。
- 賛成する。ただ、開成校区に住み、自身も開成中出身の親としてはあまり何も思わないが、陽明中出身の保護者の方としては複雑な思いを持たれるかもしれない。(学校へ行くのが子どもで「子どもの想いを…」を柱に考えるのであれば、どうでもいいことかもしれないが)「9年間の学びのつながり」や「18年を…」については、校区は特に関係ないと思う。それよりも自分も過去に経験があるが、仲の良かった子と違う学校に行って辛い思いをすることがないよう、「子どもの思いを具現化」してもらいたいと思う。
- 今は1年生で、小学校のお友だちより、保育園が同じで学校が別々になった子たちへの思いが現時点では強いようだ。中学校で同じ学校になれる！と楽しみにしているが、卒業時点まで同じ思いかというところとも思えず。親としても、6年生になった時に子どもがどういう思いになるのか分からないというのが正直なところだ。学びの継続という意味では、開成中学校への進学が良いのかもしれない。ただ、学校が遠くなるので、子どもの負担を考慮いただけるとありがたい。まとまりのない意見で申し訳ないが、親の立場としては絶対こう！という意見はない。
- 現在および将来の在校生の数を考えると、同一中学校への進学という意見には賛成である。ただ、それが開成中、陽明中のどちらが良いかということについては、市内全体の校区割りや在校生数などを考慮して考えるべきだと思う。校区が広がると通学手段の問題なども心配されるため、地域や保護者など広く意見を聞いて決定する必要があると思う。
- 私事だが、夫婦西校出身である。別れての中学校進学は、他の小学校では経験できない貴重な体験である。その機会を奪ってもよいのか？中学校入学時は友だちが減っても、高校進学時は逆に友だちが増える。すぐに区割りなくなる時代が来ると想定される。その時代を見越した議論をすべきではないか。
- 子どもたちに負担がかからないのであれば、見直してもらえれば良いと思う。
- 中学校について、全員開成中進学が良いと思う。入学の時点で分かれてしまうことが分かっているのは悲しい。もともと少ない人数なので、できるだけ一緒に中学校も過ごさせてあげたい。
- 開成中へ進学することでつながりができるとは思えない。むしろ、小学校6年間+中学校3年間でできるつながりは一生もののように感じる。学びのつながりより、出会いによる縦のつながり(子どもも親も)の方に重きをおいて考えてほしいと思う。50年前のお話が出てきているが、なぜ今さら50年前の話を出してくる必要があるのか分からない。50年前良かれと思って分断したのに、開成中ひとつに絞る理由としては弱すぎる。また、悲しい思いをした子も多い、別れたくないというのがあがるが、逆もしかりだと思う。私は新しい出会いを大切に、別れる悲しさも市内で経験してほしいと思う。
- 今のままでいいと思う。
- いいと思うが、そうなる前の学年に納得のいく説明が必要だと思う。不平不満が出て、当該学年が嫌な思いをする言葉を言われたりしないか心配である。
- 確かに西校の校区は中途半端だなどは感じていた。安全面、実際の距離においても、通学路として安心なのは開成中学校ではないかと思う。少子化のため、昔のようにクラスが多いわけでもなく、ずっと6年間過ごしてきた友だちと別れるのも確かにつらいかもしれないと思うが、その点においてはあまり心配していない。

- 中学進学にあたり別々の中学に分かれることは、親として心配をしていた。それぞれの中学校で少数派になり、友だちづくりに苦勞するのではないかと思っていたからだ。だから、一つの中学校に全員で進学できることは嬉しく思う。ただ、校区はかなり広くなる。住居から開成中までかなり遠く、徒歩は難しい。バスをお願いしたい。登校だけでなく下校の時間や運行等も、きめ細やかでない保護者負担が増える。個人的には、ゆくゆくスポーツをさせる機会があれば、進学予定の陽明で合流する下庄児童と一緒にスポーツを選ばつつもりでいた。もし本当に開成で統一するのであれば、できるだけ早く公表してほしいと思う。
- 開成中学校区研究会に属しているという理由での、有終西小→開成中なのか？納得のいく説明ではない。なぜ陽明中ではダメなのか。陽明中に行きたいという児童はいないのか？陽明中の方が良い児童もいるのではないのか。陽明中でも9年間の学びにつながると思う。児童の意見・思いが見えてこない。段階的な再編で、現状が見えてこない中の意見であるため現実的ではない。もう少し具体的な説明をしてほしい。
- 開成に行くとなると家から遠くなるので、このまま2つの中学に行く形でいいと思う。(子どもが負担になる。)陽明がなくなるわけじゃないので、わざわざ遠くなる開成に行かなくていいと思う。今さら1つにする意味がよく分からない。中学校に行くと、小学校の時の友だちとずっと一緒にいるかということ、そうでもないと思うから1つじゃなくていいと思う。部活やクラスが違ったりすると、新しい友だちもできると思う。別れるのがさみしいと思う子もいるかもしれないが、別れたいと思う子もいると思う。なので、今まで通り陽明と開成に分かれればいいと思う。
- 校区が分かれることは悪いことばかりではないと思うが、現在以降の児童数を考慮すると、同じ校区の方が子どもたちの為になるかなと考える。
- 中学校区見直しをしてほしいと思う。なぜ六間通りで分かれるのか不思議だった。仲良くしている子が、どこに住んでいるのかを聞いて、中学になると離れるのかと確認してしまう自分がある。子どもたちは、やっぱり寂しいと言っている。
- 今まで通り、陽明・開成に分かれてもいいと思う。中学に行けば、新しい友だちができるし、分かれても連絡を取り合えば遊ぶ。また、塾や部活で再会もできる。会えばいろんな情報交換もでき、自分の通っている学校について改めて考えるのではないのか？(良いとか悪いとか)他校に友だちがいることで、また自分の励みにもなる。子どもたちにも友との「別れ」という試練を乗り越えてもらい、自分の力で新しい道を切り開く良い機会なので、今まで通りでいいと思う。
- 9年間の学びのつながりを考えると、全員が開成中に進学できると良いと思う。令和6年度の中学再編時に見直すことが理想で、2年間かけてあらゆる問題を解決していければと思う。
- 全員が同じ中学校へ行ける方向に進んでいくといいと思う。
- 陽明中でも開成中に全員行くことになってもどちらでも良いと思っている。制服や体操服を上の子のお下がりを使いたいと思っているので、現在陽明中の子がいるが、新調せずにそのまま使えたら良いと思う。
- ずっと中学校は陽明と心づもりをしていたので、子どももそのつもりでいる。保育園で離れてしまった子たちと同じ学校に通うことを楽しみにもしている。一方で、6年間過ごす友だちと別れるのもさみしいと思うが、すでにそういう心の準備をしてくれているのか、中学校が離れても会える！と言っている。もし、変更になるなら早めに決めて、心の準備をする時間があると良いと思う。6年になって急に変わるというのは避けていただきたい。
- 見直しの議論については賛成。9年間の学びのつながりという点では、生徒数が減少する中、中学校で分かれていない方がいいのではないかと思う。高校では、皆が別々の道に進むことになるので、9年間しっかりと交友関係等を形成していくことも大事かと思う。
- 可能なら同時に、小学校区の見直しも今のうちにしてもいいと思う。
- 全員が開成中へ進学できると良いと思う。親の私も約30年前に、卒業時とても悲しい思いをした。(仲の良い友だちと離れたため)もちろん新しい出会いもあるが…。
- どんな環境下でも本人次第だと考えているので、決められた事に異論はない。
- 子どもの負担を大きくしてまでの、9年間の学びのつながりや小中連携の効果がよく分からない。同じ友だちの中だけでなく、教育の連携はできる。子どもは新しい友だちも作れる、いろんな人とのかわりも大切。同じ地区の結束を優先する必要はない。子どもの負担軽減が一番大切。

- ◇◇町はどう考えても開成の方が近いのに、陽明まで行くのか、自分が学生の時も感じていた。しかも、家を挟んで裏の道からは開成の校区。子どもの意見を聞いた上で、せめて選べる形をとるなどしてほしい。高校は自分の将来を考え選択できるが、中学は基本地元で9年間の学びのつながりというのは理想だと感じる。小規模（少人数）な小学校生活、そのつながりを中学まで維持できたら、子どもも親も不安が少し取り除かれるような気がする。
- 有終西小学校全員が開成中学校へ進学することに賛成。卒業と同時に、道路を挟んで別々の中学校へ行く事はとても寂しい事である。やはり子どもたちのそのような気持ちも踏まえて、中学校再編の話とともに考えていただけたらと思う。とてもお忙しいとは思いますが、このような案件を提案して下さることに、ありがたいと思う。我が子もちろんそう思っているし、6年間ともに頑張ってきた仲間として、ぜひ同じ中学校へ進学させてあげたい。
- 児童（親）による選択で学校を選べると良いと思う。必ずしも同じ学校に行けることを嬉しく思う児童がいるとは思えない。大人の都合で全員開成中に進学させるような見直し案にしか見えませんでした。（すみません）
- 自分自身の経験から 有終西小学校の卒業生だが、卒業時に約半分の子どもたちがそれぞれ陽明と開成に分かれるという悲しい思いをしたので、全員が開成中学校に進学できると良いのではないかなと思う。
- 私は県外出身者なので、大野の昔のことは知らなかったが、なぜ1つの小学校が2つの中学校へ別れてしまうのか（東校も含め）不思議だった。（私の地元では3つの小学校が集まって1つの中学校へ行くので、別れてしまうという考えは全くなかった）少子化もあり、今後大野で中学校が2つになるという見通しから、西校全体で開成へ通学するという案に私は賛成である。（我が家は開成校区なので陽明校区の方のご意見もお伺いしたい）
 - ・兄弟で同時に同じ中学校へ通学できなくなる
 - ・通学の距離が遠くなる など
- とても子供に寄り添ったご意見や考えは嬉しいが、「みんな一緒」というところで、悲しい別れはないが、刺激が少ないのでは？とも思う。「別れ」もあり、それは逆に新しい「出会い」もあるという意味だともいえる。どうしても別れたくない少数のお子様のために、その子はこちら（好きな学校）へどうぞというようになれば良いのでは？とも思う。親だけが思っていることかもしれないが、子どもはこの話をして「えー？…」といった反応だった。よく話し合い、みんなの意見をしっかり受け止めてほしい。
- 父母共に有西小の卒業生だが、卒業する時には確かにさみしい思いをした記憶はある。でも、中学校ではまた新しい出会いがあり、その後、高校での再会、友だちがどんどん増えていく楽しみ、喜びもあった。校区を道や地区で分けるより、学校単位で分ける方が分かりやすく良いのかもしれないと思う。
- 今、子どもが少なく西校では1クラスで、卒業時、中には保育園からずっと過ごしてきた仲間がいなくなるのはさみしい事だと思う。せめて、西校校区の児童は自転車通学でも可能だと思う。（冬は無理だが…）多少の親の協力が必要になってくると思う。
- どちらでも良いと思う。西校を卒業し開成中に通う子どもがいるが、卒業時には仲の良い友だちと同じ中学に行けないことを寂しがっていた。しかし、中学へ入学すると新しい友だちや新しい環境に毎日楽しそうだった。今の時代、中学生でもスマホ保有率は高く、バラバラの中学になってしまった子とも連絡を密に取れる。また、中学校から新しい何かを始めようと思う子もいるかもしれない。新しい環境で一から始めるにはピッタリな子もいると思う。今は校区に縛られない中学校の選択もあるので、親子で相談しながら決めていけばいいかなと思う。
- 今のままでいいと思う。友だちがすぐにできるのが子どもや。
- 距離は開成中学校の方が近いのに、陽明中学校まで行かなければならない。
- みんなで陽明中にはならないか？兄弟で違う学校になる家庭があるのでは？
- できれば、全員が開成へ行けたらいいと思う。（開成へ行くと、西校は肩身がせまいので…。）
- どちらでもよいと思う。自分も西校出身で陽明に通ったが、入学当初は下庄出身の中だとまどうこともあったが、新しい友人もでき、充実した学校生活を送れたと思う。

- 9年間の学びのつながりとは何を指しているのか？
 - ・人間関係？ → 別れはさみしいが、新しい友との出会いが待っているの、それも人生の1つの経験だと思う。親自身、西校卒業で陽明と開成に分かれたが、市内に友人が増えた。という思いで、それはそれでよかったと思っている。
 - ・学習面？ → 陽明、開成で分かれても、大野市の教育委員会が幹になっているので、めざす方向は市内で同じだと思うので、西校の子が分かれても学習面での心配はしていない。
 - ・子どもの思いを具現化したい → 子どもにアンケートを取ってほしい。まずは、そこからではないか。
 - ・50年前の再編の際に中学校区が分断された → 今は50年前よりさらに変化しているので、その昔全員が有終中に通っていたことを、今持ち出してもどうにもならないと思う。
校区の見直しについて反対！！と言っているわけではないが、こうして考えてみたところ、見直して校区を変更するメリットは何か…？と考えさせられた。

【課題・質問・提案等】※ たくさんのご意見の中に書いてあったものです。

- 子どもにとっては選べる選択肢があるといいのと思う。
- 通学面で自宅からは陽明中の方が近いという方もおられると思うので、その方々の対応も今後の課題となってくると思う。
- 六間～陽明の子どもたちにとっては、中学校が遠くなってしまうデメリットがあるかと思うが、六間～は自転車通学としたり、西の子はどちらか選択できたりするようにするのも良いのかもしれない。子どもたちがいろんな意味で安心して学ぶことのできる環境・選択肢を増やすことが大事だと思う。
- 校区外の子が西校に通っている場合はどうなるのか？住所関係なく「西校」というだけで同じ中学へ行けるのか？
- 上のお子さんが陽明中へ通われている方はどうなるのか？上の子は陽明、下の子は開成、大変では？もし決定するのなら、家の都合もあると思うので、2年間は選べるとか提案されては？
- 中学校区の見直しに必要性を感じない。選択制にするのも一つの案ではないか。
- 自分自身は有西出身で、大部分の友人と別れてしまい悲しかったが、その思いは校区決めとは関係なく、中学校の校舎がどこにあるかその距離で決めればいいと思う。新たな出会いに救われる子もいると思うので、学校間差のない大野市の教育を目指していただきたい。

教 第 729 号
令和5年7月19日

大野市通学区域審議会会長 様

大野市教育委員会

諮 問 書

大野市通学区域審議会条例第2条の規定により、次に掲げる事項についてご検討の上、答申をいただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

- (1) 有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方について
- (2) 前号に掲げる具体的な方策について

(諮問理由)

大野市における18年をつなぐ教育を推進し、大野市の宝である子どもたちを社会全体で育むためには、保幼小中高の連携が不可欠であると考えます。

現在、市内では、参観交流や共同研修会を通して、互いの願いや課題を共有し、学びをつないでいるところです。

そんな中、有終西小学校PTAにおいて、卒業生が開成中学校と陽明中学校に分かれて進学している現状について問題提起があり、全保護者を対象とするアンケート調査が実施され、その結果が令和5年2月に、教育委員会へ届けられました。

大野市教育委員会としても、当初より学校再編を契機に市全体の総合的な教育環境の整備に取り組んでいるところです。

そこで、大野市通学区域審議会において、下記の観点で、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方について、ご検討いただき、その実現のための具体的な方策についてご答申いただきますよう、諮問いたします。

- ①有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校区に限定して検討する。
- ②令和6年度入学に間に合うように検討する。
- ③総合的かつ持続可能な教育環境の整備を踏まえ検討する。

○大野市通学区域審議会条例

昭和45年9月30日

条例第28号

改正 昭和51年10月20日条例第24号

(設置)

第1条 大野市小学校及び大野市中学校（以下「小学校及び中学校」という。）の通学区域の適正を期するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大野市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の通学区域の設定、改廃に関する事項を調査審議して教育委員会に答申する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、25名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員の代表
- (2) PTAの代表
- (3) 校長の代表
- (4) 区長の代表
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は議事録を作成し、2名以上の出席委員が署名しなければならない。

(資料の提出要求等)

第6条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

大野市通学区域審議会委員名簿

(任期:令和5年7月19日～令和6年3月31日)

委員区分	氏名	所属・役職等
市議会議員の代表	高田 育昌	大野市議会議員
PTAの代表	大矢 学	開成中学校PTA会長
	西田 麻友美	陽明中学校PTA幹事
校長の代表	広瀬 泰司	開成中学校校長
	大石 貴昭	陽明中学校校長
区長の代表	○萩原 勢子	大野地区区長会副会長 第5地区区長会長
	松田 数幸	大野地区区長会理事 第6地区区長会長
学識経験者	◎中森 一郎	福井大学教授

◎会長 ○副会長

日時：令和5年6月1日（木）午後7時～

場所：有終西小学校ランチルーム

参加：8名（ライブ配信有）

<全体説明>

審議会に通学区域を審議してもらうにあたって、保護者の皆様からいろいろな意見を聞かせていただきたいと思う。

まずはグループで意見を出し合ってもらい、その後グループごとに発表していただき、意見交換をしていきたい。議論を深められたらと考える。意見交換のテーマは「有終西小学校の卒業生の中学校通学区域について」でお願いする。

<グループ意見交換>

<グループ意見発表>

【1グループ】

アンケート結果を見た上での話も含めてだが、校区が一つになるということで良い面としては、中学1年生の今の時期は有終西小学校の卒業生が全員一緒に同じ中学校に行けて寂しくないということ。有終西小学校は少ない人数なのに、中学校が2つに分かれているので寂しいという話も聞く。ただ、友だちと同じ中学校に行きたいということだけで通学区域の見直しをするのはどうだろうか。

アンケートを見ても、校区が反対側の人には反対すると思う。全員が陽明中学校に行くことになったら開成中学校側の人には反対するし、逆に開成中学校に行くことになったら陽明中学校側の人には反対すると思う。結局、どちらかに決まったらその反対側の校区の人には反対する結果になると思う。

私の個人的な意見で言うと、アンケートを見ていて現段階で見直しを考えるのは難しいと思う。

中学生になった卒業生たちの今の気持ちを聞いてみたいという意見も出てくるのではないかなと思う。

【2グループ】

全員が陽明中学校に行くことになったら開成中学校側の人には反対するし、逆に開成中学校に行くことになったら陽明中学校側の人には反対すると思う。

結局、どちらかに決めるのは難しいと思う。

西小学校の児童はスクールバスではなく歩いて登校している。できるのであれば、今の校区のままでも選択制もできるとして、違う校区を選んだとしても、自分の責任でスクールバスには乗らずに自分自身の責任で送迎もする、という形がとれると良いかなと思う。

<質疑応答>

【保護者】

確認だが、中学校区を一つにすると決まっていますと動いているのではないかと勘違いされている人もいるので、今はまだ決まっていないと否定したいことが一点。二点目は、今の校区のままでいくという結論と、このように変更するという結論と、どちらの可能性もあるという確認をしたい。

【教育長】

校区については、今はどのような結論にもなっていない。

アンケートの結果と一緒に教育委員会で検討をお願いしたいということだった。教育委員は全部で5人だが、5人で決められることではないので、通学区域審議会で検討してもらうことになった。

アンケートを見させてもらって本当にいろんな意見があるということは分かっている。その上で、今後どうしていくかということ。これから5年後、10年後を考えていかなければいけない。いろんな角度から検討していかなければいけないと思っている。

【保護者】

開成中学校、陽明中学校の基本的な校区だけを決めて、選択制として自由にどちらか選べるという可能性はあるのか。

もちろん、学校への送迎は自分ですることを前提に、選択できる可能性があるか聞きたい。

【教育長】

自由選択制をとっているところも、東京にはいくつかあると聞いている。

地域の環境にもよるとは思う。

極論から言えば、そういう可能性もゼロではない。

ただ、進学先がどこでも良いということになると、子どもや保護者を不必要に悩ませてしまうのではないかと懸念もある。

【保護者】

もし例えば審議会や教育委員会で、西小学校の児童は全員開成中学校に行くことになったとして、陽明中学校に近い家の子は陽明中学校に行きたいと希望したら認めてもらえるのか。

【教育長】

陽明中学校に近い家の子が開成中学校に行くことになったら通学距離が遠くなるし、またそういう想定をされて家を建てている人もいるかもしれない。

どういう形が良いかいろいろと考えないといけない。

そして、これならみんなが納得できるという結論が出ると良いと考えている。

5年間、学校再編をやってきたが、市民のみなさん保護者のみなさん一緒に考えてきた。市外の方が助けてくれるわけではない。大野市のことは大野市で知恵を絞って考えていかなければいけない。

令和6年度に間に合うように慎重に丁寧に、かつスピード感をもって考えていきたい。

【事務局】

いただいているアンケートと本日いただいた意見を持って、審議会に通学区域の検討をお願いしていきたい。

大野市通学区域審議会の協議経過

年度	開催月	開催数	委員会の協議事項等
令和 5年度	7月19日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会からの諮問 ○有終西小学校の現状と諮問に至る経緯について ○審議会のスケジュールについて ○有終西小学校PTA会長および有終西小学校長から 参考意見の開陳
	8月22日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校通学区域 の考え方とその実現に向けた方策について ○答申案の検討について
	9月19日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区 域の考え方とその具体的な方策について（答申案）

令和6年度から有終西小学校の卒業生が全員開成中学校に進学したときの生徒数の推移

資料8

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
開成中	1年	113	112	98	99	120	118	118	128	116	100	106	86	83
	学級数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	2年	129	113	112	98	99	120	118	118	128	116	100	106	86
	学級数	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
	3年	127	129	113	112	98	99	120	118	118	128	116	100	106
	学級数	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	合計	369	354	323	309	317	337	356	364	362	344	322	292	275
	学級数	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
陽明中	1年	161	136	118	111	105	121	99	92	112	99	98	99	74
	学級数	5	5	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	3
	2年	131	161	136	118	111	105	121	99	92	112	99	98	99
	学級数	5	5	5	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4
	3年	152	131	161	136	118	111	105	121	99	92	112	99	98
	学級数	5	5	5	5	4	4	4	4	4	3	4	4	4
	合計	444	428	415	365	334	337	325	312	303	303	309	296	271
	学級数	15	15	14	13	12	12	12	11	11	11	12	12	11

※学級数は特別支援学級を除く

○大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱

平成21年3月27日

教委告示第2号

改正 令和2年3月2日教委告示第9号

令和3年3月31日教委告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学することを指定した学校（以下「指定学校」という。）の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 指定学校の変更の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 別表に掲げる基準に該当し、指定学校の変更を希望する保護者は、児童生徒指定学校変更許可申請書（様式第1号）により、必要書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(許可及び不許可の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請書の内容を審査するとともに事情を聴取し、当該申請が別表に掲げる場合に相当すると認めるときは児童生徒指定学校変更許可決定通知書（様式第2号）により、当該申請が別表に掲げる場合に相当しないと認めるときは児童生徒指定学校変更不許可決定通知書（様式第3号）により、当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請が事実と相違していると認めるとき、又は申請事由が消滅したと認められるときには、児童生徒指定学校変更許可取消通知書（様式第4号）により当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱の廃止)

2 大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱(平成10年教育委員会告示第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱の規定により変更の許可を受けて通学している児童生徒は、この要綱の規定により指定学校の変更の許可を受けたものとみなす。

附 則 (令和2年教委告示第9号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委告示第47号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

指定学校変更許可基準

種類	許可基準	必要書類
1 途中転居	全学年に渡り、途中で転居する場合で通学に支障がないとき(新1年就学時に在学中の兄弟がいる場合を含む。)	
2 転居予定	住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で通学に支障がないとき。	住宅の新築の場合にあっては建築確認書の写し、家屋を取得する場合にあっては売買契約書の写し、借家その他の場合にあってはその事実を証するに足りる書類
3 昼間留守家庭	住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり	預かる者の承諾書

	先等がある校下の小学校 又は両親が勤務する校下 の小学校を希望するとき。	
4 身体的理由	病気等の身体的理由で、通 学若しくは通院の利便性 又は安全性について配慮 する必要があるとき（兄弟 姉妹についても配慮す る。）。	医師の診断書又はその事 実を確認できるもの
5 教育上の配慮	次の事由により教育委員 会が適当であると認める とき。 (1) いじめを受けた経緯 から転校がやむを得ない とき。 (2) 入学・転校により明 らかに不登校又は過度の 心身負担が予測される時 き。 (3) 転校により不登校又 は過度の心身負担が解消 されるとき。 (4) 家庭の事情により居 住地が住民登録地と異な るとき。 (5) 特別支援学級に在籍 する児童生徒の兄弟姉妹 がその学級のある学校へ 通学を希望するとき。	学校長の意見書等

	<p>(6) 帰国子女又は外国人の受入れで特に配慮が必要なとき。</p> <p>(7) 学級数の変動をきたさない範囲において特認校を指定したとき。</p> <p>(8) 交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。</p>	
6 通学距離	通学距離が概ね小学校で2 km、中学校で4 kmを超える場合で、著しく通学距離が短縮されるとき。	
7 その他	この基準以外で特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。	学校長の所見書その他必要な書類

様式第1号(第3条関係)

学校経由	学校長
------	-----

年 月 日

大野市教育委員会 あて

保護者氏名

電話番号

児童生徒指定学校変更許可申請書

大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱第3条に指定する指定学校の変更を許可いただきたく、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

許可のうえは、通学途上の責任は一切保護者において負うと共に、許可期間経過後は直ちに正規の学校に就学させることを誓います。

なお、記載事項に事実と相違があった場合は直ちに指定学校に転校します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
ふりがな 保護者氏名			
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
変更を希望する学校	学校 (第 学年)		
希望期間	年 月 日～ 年 月 日		
理由			
中学生以下の 兄弟姉妹の状 況	児童生徒氏名	学年又は年齢	通学する学校名

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可決定通知書

年 月 日付けで提出のありました指定学校の変更許可申請について審査したところ、下記により許可することに決定したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
現住所			
旧住所			
指定校			
新たに指定する学校			
指定期間	年 月 日～ 年 月 日まで		
条件	登下校における事故等には細心の注意を払い、保護者の責任において対応すること。 なお、申請理由が消滅したときは速やかに報告すること。		

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 審査請求について

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更不許可決定通知書

年 月 日付けで提出のありました下記の指定学校変更許可申請について審査したところ、不許可とすることに決定したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
ふりがな 保護者氏名			
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
変更を希望 する学校	学校 (第 学年)		
希望期間	年 月 日～ 年 月 日		
不許可の理由			

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 異議申立てについて

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可取消通知書

年 月 日付けで許可した指定学校の変更について、下記のとおり取消したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
新たに指定 した学校	学校 (第 学年)		
指定期間	年 月 日～ 年 月 日		
取消理由			
指定校への就 学開始年月日	年 月 日		

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 異議申立てについて

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

○通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

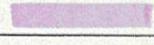
第四条

- 二 通学距離が小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、
中学校および義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル
以内であること。

(参考)

水落町～陽明中学校	約1キロメートル
水落町～開成中学校	約2キロメートル
錦町～陽明中学校	約1.2キロメートル
錦町～開成中学校	約1.8キロメートル
城町～陽明中学校	約2.3キロメートル
城町～開成中学校	約1.1キロメートル

大野市小学校区図 (市街地)

有終西小学校	
有終南小学校	
有終東小学校	
下庄小学校	
中学校区境	

